

様式 3

高等学校等在学中の方へ

自立支援制度利用についてのご案内

平成26年度から、働きながら勉強する皆さんを支援する制度ができました。

皆さんは、卒業後、就職したり、進学したりすることを目指していると思います。しかし、就職のための自動車免許を取ったり、進学したりするためにはお金がかかります。

そのため、大きな手助けとなるのが、自立支援制度です。

1 自立支援制度の内容は？

例えば、皆さんが就職するために、車の免許を取りたい、大学に入りたいと考えました。では、教習所に通うお金をどうするか、受験料や入学金をどうするか？

皆さんご自身が働いて得た収入を使うために貯蓄できればベストです。それを可能にするのが、自立支援制度です。

この制度の利用を希望する方は、以下の手続きをしてください。

2 自立支援制度を利用するためには？

- (1) 自立計画書を作り、担当ケースワーカーに提出する。
- (2) お金は使わずに、本人名義の口座に貯蓄する（給与振込口座など）。
- (3) 毎月収入申告する際、給与明細などの収入確認書類、(2)の通帳のうつしを同時にケースワーカーに提出する。

以上の3つを福祉事務所のケースワーカーに約束して、「自立計画書」等を提出してください。福祉事務所は、その内容を審査し、問題ないと判断すれば、その支援制度を受けられるようになります。

ただし、万が一にも、そのお金を他の目的に使ってしまった場合は、全部返してもらう等のペナルティーがありますから、十分注意してください。

ご不明な点がありましたら、担当のケースワーカーにお問い合わせください。